

過誤のある売買注文により成立した売買約定の取消し制度について

2011年8月1日制定
株式会社東京穀物商品取引所

1. 趣旨

本取引所では、一度成立した売買約定は、市場の安定性の観点から、原則として取消されるべきものではないとしている。

しかしながら、現在、電子取引システムの進歩や拡大を背景として、市場参加者の行動や取引システムの機能不全により、売買約定が過誤により通常想定し得ない価格で成立するリスクが高まっていることから、これが顕在化すれば、市場に著しい混乱を招き、本取引所の市場の信頼性が損なわれる事態となり得る。

以上を踏まえ、本取引所は、本取引所市場に大きな混乱を招く事態を防止するため、誤発注により成立した売買約定について取消しができる制度を導入した。

2. 概要

| 項目 | 内容 | 備考 | 主な根拠規定 |
|-----------------------|---|---|--|
| (1) 基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 一度成立した売買約定は、市場の安定性の観点から、原則として取消されるべきものではない。 ただし、市場取引参加者等の過誤のある売買注文により成立した売買約定を起因として、市場が著しく混乱し、本取引所市場の信頼性が損なわれるおそれがあるものと本取引所が認めたときには、売買約定の取消しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 約定値段の調整による対応は行わない。 売買約定の取消しにおいて、立会の停止は行わない | <ul style="list-style-type: none"> 業務規程第 221 条の 2 (過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等) |
| (2) 申出の基準となる売買約定の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 原則、直近の約定値段*からサーキット・ブレーカー (CB) の当初値幅の 2 倍を超える値段で約定した売買注文。 *直近約定値段がないときは前計算区域の帳入値段 (例) とうもろこしの場合 (CB幅 1,000 円) 直近の約定値段が 25,000 円であれば、22,990 円以下、27,010 円以上の売買約定について申出が可能 | | <ul style="list-style-type: none"> 業務規程第 221 条の 2 (過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等) |
| (3) 申出及び売買約定取消しの決定手続き | <ul style="list-style-type: none"> 市場取引参加者等は、過誤のある売買注文により売買約定が成立したときは、当該売買約定の成立後 5 分以内に、約定取消しに係る申出を本取引所に行うことができる。 本取引所は、売買約定の約定取消しに係る申出があったときは、直ちにその旨を、当該約定取消しの申出対象となった売買約定の相手方の市場取引参加者等に通知する。 本取引所は、市場取引参加者等から約定取消しに係る申出を受けたときは、市場状況等を勘案し、その申出から 30 分以内を目途に、約定取消しの有無の判定を行う。 本取引所は、売買約定の取消しを行ったときは、直ちにその旨を、当該取消しの対象となった市場取引参加者等に通知する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 業務規程第 221 条の 2 (過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等)、第 222 条 (売買約定の取消しの通知) 及び第 224 条 (異議の申立て) 受託契約準則第 69 条 (売買約定の取消しの効果等) |

| | | | |
|-----------------------|---|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • なお、市場取引参加者及び委託者は、本取引所が売買約定を取消したこと等により損害を受けることがあっても、本取引所への異議の申し立てや、本取引所及び過誤のある売買注文を発注した市場取引参加者等並びに取引を委託した受託取引参加者に対して、損害の賠償を請求することができない。ただし、本取引所又は過誤のある売買注文を発注した市場取引参加者等に故意又は重過失が認められるときは、この限りではない。 | | |
| (4) 申出の公表 | <ul style="list-style-type: none"> • 本取引所は、市場取引参加者等からの申出に基づき、売買約定の取消しを決定したときは、当該取消しの対象となる市場において取引資格を有するすべての市場取引参加者等に対し、その旨を通知する。 | <ul style="list-style-type: none"> • 左記を行った場合には、市場参加者に周知するため、本取引所のホームページへの掲載、報道機関への通知を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> • 業務規程第 222 条（売買約定の取消しの通知） |
| (5) 二次取引への対応 | <ul style="list-style-type: none"> • 市場取引参加者等の過誤のある売買注文により成立した売買約定から派生する二次取引*については、本取引所市場に与える影響が極めて多大であるため、原則、売買約定等の取消しを行わない。 <p>* スプレッド取引として約定した場合において、片方の約定が取消されたときの他方の約定又は取消された約定値段をトリガーとしたストップ注文に係る取引など。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> • 業務規程第 221 条の 2（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等） |
| (6) 申出及び売買約定取消しに係る手数料 | <ul style="list-style-type: none"> • 売買約定取消しに係る手数料は、<u>売買約定 1 件あたり</u>、次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>サーキット・ブレーカー（以下「CB」という。）の当初値幅に、取引単位の倍率を乗じ、その 100%相当を加えて得た額（*）と 10 万円のいずれか高い方の額とする。</p> <p>* CB の当初幅×取引単位の倍率×2（最低 10 万円）</p> </div> | <p>(例) 売買約定 1 件当たり アラビカコーヒー生豆 当初 CB 幅 1,400 円 $1,400 \times 50 \text{ 倍} \times 2 = 14 \text{ 万円}$</p> <p>一般大豆 当初 CB 幅 2,000 円 $2,000 \times 10 \text{ 倍} \times 2 = 4 \text{ 万円}$ →10 万円</p> <p>* CB 幅は変更する場合があります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 取引参加料等に関する細則第 6 条の 2（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料）、第 9 条の 2（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料の納入） |
| (7) ペナルティ | <ul style="list-style-type: none"> • 取消した市場取引参加者等の売買約定が、業務規程第 206 条に規定する取引の信義則に反する行為が原因であると判断されたときは、制裁等の対象となる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> • 取引の信義則に反する行為とは、例えば、不注意又は怠慢な取引若しくは受託を行うことがあげられる。 | <ul style="list-style-type: none"> • 業務規程第 206 条（取引の信義則違反） |